

青森市イベント情報集約サイト広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市イベント情報集約サイト（以下「市集約サイト」という。）に広告を掲載することに関し、青森市広告取扱要綱（平成17年6月28日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市集約サイト

市が管理するウェブサイトで、<https://aomoricity-event.site> で始まるものをいう。

(2) バナー広告

市長が、市集約サイトの広告（以下「広告」という。）の、掲載の承認をした者（以下「広告主」という。）の社名、団体名等を識別できる文字又は画像で表示される情報で、広告主が指定するウェブページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告掲載位置)

第3条 広告は、市集約サイトのトップページ及び下層ページの「人気ランキング」エリアの上部に掲載するものとする。

(広告の種類及び掲載料等)

第4条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 市集約サイトに掲載することができる広告の総枠は、3枠とする。

3 広告の1枠の大きさ及びその容量は、縦50ピクセル、横150ピクセル及び100KB以下とする。

4 広告の形式は、GIF（アニメーション不可）、JPEG 又は PNG のいずれかとする。

5 広告の掲載料は、1枠当たり月額10,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、複数月にわたる掲載を妨げない。

2 広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、当該広告を掲載する月の初めの日とするものとする。

3 広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、当該広告を掲載する月の最終日とするものとする。

4 第2項及び前項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日を月の中途とすることができる。この場合において、掲載開始日から掲載終了日までの期間に1月未満の端

数が生じた場合は、当該期間を1月とみなす。

- 5 広告掲載期間中に市の都合により、市集約サイトに掲載した広告を閲覧することができない時間が生じたときがあっても、掲載期間は延長しない。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 市長は、市集約サイトに広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、青森市ホームページ等を通じ公募により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 要綱第5条第1項の規定による広告掲載の申込みは、掲載開始日の15日前までに、青森市イベント情報集約サイト広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に申し込まなければならない。

- (1) 広告見本
- (2) 広告主の事業の概要が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(広告内容の審査)

第8条 要綱第5条第2項の審査は、経済部が先着順にこれを行う。

- 2 要綱第5条第2項の通知は、青森市イベント情報集約サイト広告掲載決定通知書（様式第2号）又は青森市イベント情報集約サイト広告不掲載決定通知書（様式第3号）により行う。

(広告掲載料の納入)

第9条 要綱第6条第1項の規定による料金の納入は、要綱第5条第2項の通知に同封する青森市納入通知書等により、指定期日までに指定口座への振込により行うものとする。

- 2 市長は、広告掲載期間が複数年にわたる承認をしたときは、広告掲載料を年度毎に算出するものとし、広告主は、年度毎に指定期日までに指定口座への振込を行うものとする。

(広告の継続掲載)

第10条 第8条第2項に規定する青森市イベント情報集約サイト広告掲載決定通知書（様式第2号）を受けた者は、市長が広告掲載を承認した期間満了後、引き続き広告掲載しようとするときは、当該期間が満了する30日前までに、青森市イベント情報集約サイト広告継続申込書（様式第4号）により市長に申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みを受けたときは、新たに掲載期間を定めて更新することがある。
- 3 市長は、前項の規定により掲載期間を更新した場合は、青森市イベント情報集約サイト広告継続決定通知書（様式第5号）により、広告主に通知するものとする。

4 前条の規定は、第2項の規定により広告掲載期間が継続された場合、継続された掲載期間に係る広告掲載料に準用する。

(広告の内容の修正等)

第11条 市長は、第8条第1項の規定による審査の結果、広告案の内容が要綱第3条の規定で制限するものに該当するおそれがあると認めるときは、広告主と協議し、広告の内容の修正等、必要な指示をすることができる。

2 前項の修正等に要する費用は、広告主が負担する。

(広告等の変更)

第12条 広告主は、1枠の広告につき1月に1回を限度として、広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の20日前までに、青森市イベント情報集約サイト広告掲載変更（取下げ）申込書（様式第6号）により市長に申し込まなければならない。

3 市長は前項の申込みを受けたときは、広告の内容又はリンク先の変更の可否を審査し、青森市イベント情報集約サイト広告掲載変更（取下げ）決定通知書（様式第7号）により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 要綱第7条第1項第3号の指示は、次の各号のいずれかに該当するときに当該各号に掲げる状態を解消することを求めて行うものとする。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しないとき

(2) その他市集約サイトの管理上支障があると認められるとき

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、青森市イベント情報集約サイト広告掲載取消通知書（様式第8号）により、広告主に通知するものとする。この場合において、市長は、広告主が納入した広告掲載料の返納は行わないものとする。

(広告の掲載取下げ)

第14条 広告主は、次に掲げる事由が生じたときは、広告の掲載を取り下げることができる。

(1) 広告のリンク先に支障があるとき

(2) その他広告主の都合により、掲載できなくなったとき

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げようとするときは、青森市イベント集約サイト広告掲載変更（取下げ）申込書（様式第6号）により市長に申し込まなければならない。

3 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、青森市イベント情報集約

サイト広告掲載変更（取下げ）決定通知書（様式第7号）により、広告主に通知するものとする。この場合において、市長は、広告主が納入した広告掲載料の返納は行わないものとする。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和7年11月19日から実施する。